

日本学生支援機構大学院第一種奨学生「特に優れた業績による返還免除」制度について

制度について

この制度は、大学院において日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けた学生で、当該年度中に貸与が終了した（する）者に対し、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、その奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

申請希望者は、奨学金の貸与が終了した（する）年度に、申請書類を取り揃え、システム情報エリア支援室学生支援まで提出いただきます。

申請対象者

- ① 平成16年度以降に日本学生支援機構大学院第一種奨学金の採用となった者で、当該年度中に貸与が終了（予定を含む。）した者（在学の有無は問わない。）
 - ・ 貸与期間満了（予定を含む。）
 - ・ 自己都合による退学又は貸与辞退（予定を含む。）者
- ② 貸与期間中における「大学院における教育研究活動等」及び「専攻分野に関連した学外における教育研究活動等」（別表（第5項関係）参照）の両方に該当する優れた業績を有する者（どちらか一方の業績のみでは、申請の対象とはなりません。）

申請の時期・注意点

毎年、2月ごろに大学HPに申請の案内が掲載されますので各自で確認してください。
<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/jasso/>

当該年度に奨学金の貸与が終了した（する）者が対象です。対象外の年度では受付できませんので、ご注意ください。

例) 2025年度に入学し第一種奨学金の貸与を開始したが、同年度中（2026年3月まで）に辞退した場合、2026年2月の申請に申し込む必要があります。

2023年度以降、博士後期課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受ける人は、本制度の対象外となります。